

岩手県医療局管理規程第1号

医療局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成22年3月31日

岩手県医療局長 田村均次

医療局組織規程の一部を改正する規程

医療局組織規程（昭和35年岩手県医療局管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(本庁の分課及びその分掌事務)</p> <p>第2条 本庁に次の課及び室を置く。</p> <p>(1) <u>管理課</u></p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) <u>業務課</u></p> <p>(4) <u>システム管理室</u></p> <p>(5) [略]</p> <p>2 <u>管理課</u>の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(28) [略]</p> <p>3 [略]</p> <p>4 <u>業務課</u>の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>利用料に関すること。</u></p> <p>(2) <u>医療事務に関すること。</u></p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) [略]</p>	<p>(本庁の分課及びその分掌事務)</p> <p>第2条 本庁に次の課及び室を置く。</p> <p>(1) <u>経営管理課</u></p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) <u>医事企画課</u></p> <p>(4) <u>業務支援課</u></p> <p>(5) [略]</p> <p>2 <u>経営管理課</u>の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(28) [略]</p> <p>3 [略]</p> <p>4 <u>医事企画課</u>の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>医事業務の企画、立案及び調整に関すること。</u></p> <p>(2) <u>病院の医事業務の分析及び指導に関すること。</u></p> <p>(3) <u>医事業務の調査及び統計に関すること。</u></p> <p>(4) <u>地域医療福祉連携及び地域生活支援連携に関すること。</u></p> <p>(5) <u>利用料に関すること。</u></p> <p>(6) <u>社会保険事業に対する協力に関すること。</u></p> <p>(7) <u>診療契約に関すること。</u></p> <p>(8) <u>医療関係法規に基づく手続に関すること。</u></p> <p>(9) <u>医療情報の収集に関すること。</u></p> <p>(10) <u>情報システムの管理及び運営に関すること。</u></p> <p>(11) <u>情報システムの適用業務の企画、立案及び調整に関すること。</u></p> <p>(12) <u>情報システムに関する知識及び技術の普及向上に関すること。</u></p> <p>(13) <u>情報システムの管理運営に必要な備品の取得、管理及び処分に関すること。</u></p> <p>5 <u>業務支援課</u>の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) [略]</p>

(5) 薬事、臨床検査、看護、栄養管理その他患者サービスに関すること。

(6) 社会保険事業に対する協力に関すること。

(7) 診療契約に関すること。

(8) 病院業務の調査及び統計に関すること（管理課の主管に属するものを除く。）。

(9) 医療関係法規に基づく手続に関すること。

(10) 医療情報の収集に関すること。

(11) [略]

(12) 器械、備品（システム管理室の主管に属するものを除く。）、車両、放射性同位元素及び電話加入権の取得、管理及び処分に関すること。

(13) [略]

(14) [略]

5 システム管理室の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 電子計算組織の管理及び運営に関すること。

(2) 電子計算組織の適用業務の企画、立案及び調整に関すること。

(3) 電子計算組織に関する知識及び技術の普及向上に関すること。

(4) 電子計算組織の管理運営に必要な備品の取得、管理及び処分に関すること。

6 [略]

(次長)

第3条 医療局に次長を置く。

(3) 薬事、診療放射線、臨床検査、臨床工学、リハビリテーション、視能訓練、看護、栄養管理、医療社会事業、臨床心理、歯科衛生その他患者サービスに関すること。

(4) 病院業務の調査及び統計に関すること（経営管理課の主管に属するものを除く。）。

(5) 医療情報の収集に関すること（医事企画課の主管に属するものを除く。）。

(6) [略]

(7) 器械、備品（医事企画課の主管に属するものを除く。）、車両、放射性同位元素及び電話加入権の取得、管理及び処分に関すること。

(8) [略]

(9) [略]

6 [略]

(病院の組織)

第3条 病院に、次の表に掲げるところにより、部、センター、室及び科を置く。

(1) 中央病院

<u>部</u>	<u>センター</u>	<u>室又は科</u>
<u>診療部</u>	<u>脳神経センター</u>	
	<u>呼吸器センター</u>	
	<u>消化器センター</u>	
	<u>循環器センター</u>	
	<u>腎センター</u>	
	<u>小児・周産期センター</u>	
	<u>二</u>	
	<u>病理診断センター</u>	
<u>中央放射線部</u>		
<u>中央手術部</u>		

中央検査部		
救急医療部		
地域医療支援部		
医療研修部		
医療情報管理企画部		業務企画室 医療情報管理室
医療安全管理部		
感染管理部		
災害医療部		
薬剤部		
看護部		
		地域医療福祉連携室
		栄養管理室

(2) 中央病院以外の病院

センター	室又は科
救命救急センター (大船渡病院及び久慈病院に限る。)	
	医療安全管理室(宮古病院、大船渡病院、胆沢病院、中部病院、久慈病院、遠野病院、磐井病院、南光病院、釜石病院、二戸病院、千厩病院及び一戸病院に限る。)
	感染管理室(中部病院に限る。)
	地域医療福祉連携室(南光病院を除く。)
	地域生活支援連携室(南光病院に限る。)
	栄養管理室
	薬剤科
	看護科
	臨床心理科(大船渡病院、久慈病院、南光病院及び一戸病院に限る。)

2 次長は、医療局長（以下「局長」という。）を補佐し、局長に事故があるとき、又は局長が欠けたときは、その職務を代理する。

2 前項に掲げるもののほか、必要に応じて病院に診療科その他の科（以下「診療科等」という。）を置く。

3 診療科等を置く病院及び当該診療科等の名称は、医療局長

が別に定める。

4 前3項に掲げるもののほか、病院に事務局を置き、次の表の左欄に掲げる病院の事務局に、同表中欄に掲げる課及び同表右欄に掲げる係を置く。

病院名	課	係
中央病院	医事経営課	医務係
	総務課	総務係 用度係 施設係
宮古病院 大船渡病院 胆沢病院	医事経営課	医務係
中部病院 久慈病院 磐井病院 釜石病院 二戸病院	総務課	総務係 管財係
遠野病院 南光病院 江刺病院 千厩病院 大東病院 大槌病院 軽米病院 一戸病院	医事経営課 総務課	

(病院の分掌事務)

第4条 診療部の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 診療及び助産並びにリハビリテーションに関すること
(中央放射線部、中央手術部及び救急医療部の所掌するものを除く。)
- (2) 集中治療に関すること。
- (3) 公衆衛生活動に関すること。
- (4) 健康相談及び健康教育に関すること。

2 中央放射線部の分掌事務は、次のとおりとする。

診療及び助産に関すること(診療部、中央手術部及び救急医療部の所掌するものを除く。)

3 中央手術部の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 診療及び助産に関すること(診療部、中央放射線部及び救急医療部の所掌するものを除く。)

(医師支援推進室長及び医師支援推進監)

第4条 医師支援推進室に医師支援推進室長を置く。

2 医師支援推進室に医師支援推進監を置く。

3 医師支援推進室長は、上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、医師支援推進室の事務を掌理する。

4 医師支援推進監は、上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、医師支援推進室の事務を掌理するとともに、医師支援推進室長に事故があるとき、又は医師支援推進室長が欠けたときは、その職務を代理する。

- (2) 手術に関すること。
- (3) 医療器械及び医療消耗備品の集中管理に関すること。
- (4) 手術に関する文書及び記録の作成及び整理保管に関すること。
- (5) 部に属する器械備品等の保管に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、手術に関すること。

4 中央検査部の分掌事務は、次のとおりとする。
臨床検査に関すること。

5 救急医療部の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 救急患者の診療及び助産に関すること（診療部、中央放射線部及び中央手術部並びに中央検査部及び救急医療部の所掌するものを除く。）。
- (2) 化学、細菌及び病理その他医学的検査に関すること（診療部、中央手術部及び中央検査部及び救急医療部の所掌するものを除く。）。
- (3) 救急患者の診療に関する文書及び記録の作成及び整理保管に関すること。
- (4) 部に属する器械備品等の保管に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、救急医療に関すること。

6 地域医療支援部の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 地域医療の確保に関すること。
- (2) 地域医療機関との連携に関すること。
- (3) 診療応援及び医師の派遣に関すること。
- (4) 緊急時の現場医療の確保に関すること。
- (5) 医療器械の共同利用に関すること。
- (6) 部に属する器械備品等の保管に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、地域医療に関すること。

7 医療研修部の分掌事務は、次のとおりとする。

医療従事者の研修教育に関すること。

8 医療安全管理部及び医療安全管理室の分掌事務は、次のとおりとする。

医療の安全管理に関すること。

9 感染管理部及び感染管理室の分掌事務は、次のとおりとする。

感染管理に関すること。

10 災害医療部の分掌事務は、次のとおりとする。

災害医療に関すること。

11 医療情報管理企画部の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 医療情報の管理及び提供に関すること。

- (2) 業務の企画及び経営分析に関すること。
- (3) 病歴管理に関すること。
- (4) 医学統計に関すること。
- (5) 図書室の管理及び医学図書情報の提供に関すること。
- (6) 部に属する器械備品等の保管に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、臨床情報に関すること。

12 薬剤部及び薬剤科の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 薬品の検査及び出納に関すること。
- (2) 調剤及び製剤に関すること。
- (3) 調剤室、製剤室等の管理に関すること。
- (4) 薬事に関する文書、統計及び記録の作成及び整理保管に関すること。
- (5) 部又は科に属する器械備品等の保管に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、薬事に関すること。

13 看護部及び看護科の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 患者の看護及び診療介助に関すること。
- (2) 看護師、准看護師、助産師及び看護助手の配置、勤務及び保健衛生に関すること。
- (3) 患者食の配膳に関すること。
- (4) 看護に関する文書、統計及び記録の作成及び整理保管に関すること。
- (5) 部又は科に属する器械備品等の保管に関すること。
- (6) 病棟、分べん室、手術室、中央材料室及び集中治療室の管理に関すること。
- (7) 病室の整理整頓及び清潔保持に関すること。
- (8) 学院の学生及び生徒の実習指導に関すること。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、看護に関すること。

14 救命救急センターの分掌事務は、次のとおりとする。
救命救急医療に関すること。

15 脳神経センターの分掌事務は、次のとおりとする。
脳神経疾患の高度専門医療に関すること。

16 呼吸器センターの分掌事務は、次のとおりとする。
呼吸器疾患の高度専門医療に関すること。

17 消化器センターの分掌事務は、次のとおりとする。
消化器疾患の高度専門医療に関すること。

18 循環器センターの分掌事務は、次のとおりとする。
循環器疾患の高度専門医療に関すること。

19 腎センターの分掌事務は、次のとおりとする。
腎及び尿路疾患の高度専門医療に関すること。

20 小児・周産期センターの分掌事務は、次のとおりとする。
小児及び周産期疾患の高度専門医療に関すること。

- 21 病理診断センターの分掌事務は、次のとおりとする。
臨床病理に関すること。
- 22 地域医療福祉連携室の分掌事務は、次のとおりとする。
(1) 地域医療機関等との連携に関すること(地域医療支援部及び地域医療科の所掌するものを除く。)
(2) 医療及び福祉の相談に関すること。
(3) 前2号に掲げるもののほか、地域医療及び地域福祉に関すること(地域医療支援部及び地域医療科の所掌するものを除く。)
- 23 地域生活支援連携室の分掌事務は、次のとおりとする。
(1) 地域医療機関等との連携に関すること(地域医療科の所掌するものを除く。)
(2) 精神保健福祉の相談に関すること。
(3) 地域生活支援に関すること。
- 24 栄養管理室の分掌事務は、次のとおりとする。
(1) 栄養指導に関すること。
(2) 献立、調理、盛付け及び食器消毒に関すること。
(3) 給食材料等の検査、保管及び受払いに関すること。
(4) 室に属する器械備品等の保管に関すること。
(5) 栄養管理棟の管理に関すること。
(6) 栄養管理に関する文書、統計及び記録の作成及び整理保管に関すること。
(7) 食品衛生に関すること。
(8) 前各号に掲げるもののほか、栄養管理事務に関すること。
- 25 臨床心理科の分掌事務は、次のとおりとする。
(1) 臨床心理検査に関すること。
(2) 精神療法に関すること。
(3) 科に属する器械備品等の保管に関すること。
(4) 臨床心理に関する文書、統計及び記録の作成及び整理保管に関すること。
(5) 前各号に掲げるもののほか、臨床心理に関すること。
- 26 事務局の分掌事務は、次のとおり(中央病院の事務局にあつては、第14号に規定する経営分析を除く。)とする。
(1) 公印の保管に関すること。
(2) 病院内規に関すること。
(3) 職員の人事、労務及び研修に関すること。
(4) 職員の衛生管理及び福利厚生に関すること。
(5) 文書の收受、発送、集配及び整理保存に関すること。
(6) 予算及び決算に関すること。
(7) 貯蔵品等の購入、出納(薬品の出納を除く。)及び処

- 分に関する事（他の病院の主管に属するものを除く。）。
- (8) 出納その他の会計事務に関する事（他の病院の主管に属するものを除く。）。
- (9) 別に定める出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関の検査に関する事。
- (10) 営繕に関する事。
- (11) 固定資産の取得、管理及び処分に関する事。
- (12) 調査及び統計に関する事。
- (13) 管理会議その他の会議に関する事。
- (14) 事業計画及び経営分析に関する事。
- (15) 広報に関する事。
- (16) 診療に関する記録の保存に関する事。
- (17) 患者の受付、入退院、転室事務及び申請等に関する事。
- (18) 医療社会保険に関する事。
- (19) 院内事務の連絡調整に関する事。
- (20) 院内電話及び院用自動車に関する事。
- (21) 構内の取締りに関する事。
- (22) 保清及び光熱管理等に関する事。
- (23) 院内の部、科又は室の主管に属しないこと。
- (24) 次の表の左欄に掲げる病院にあつては、同欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる病院に係る次に掲げる事務に関する事。

ア 貯蔵品等の購入及び処分

イ 診療契約に係る利用料等（別に定めるものを除く。）及び職員の給与等から控除する公舎料等の徴収

中央病院	沼宮内病院
中部病院	東和病院
胆沢病院	江刺病院
磐井病院	南光病院 千厩病院 大東病院
大船渡病院	高田病院
釜石病院	大槌病院
宮古病院	山田病院
二戸病院	軽米病院 一戸病院

27 業務企画室、医療情報管理室及び診療科等並びに課及び係の分掌事務は、別に定める。

(職)

第5条 次の表の左欄の区分に応じ、同表の中欄に掲げる職を置き、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

区 分	職	職 務
-----	---	-----

(総括課長、担当課長及び特命課長)

第5条 課に総括課長を置く。

本庁		次長	医療局長（以下「局長」という。）を補佐し、局長に事故があるとき、又は局長が欠けたときは、その職務を代理する。
	課	総括課長	上司の命を受け、部下の
	室	室長	職員を指揮監督し、課又は室の事務を掌理する。
	業務支援課	薬事指導監	上司の命を受け、部下の
		臨床検査指導監	職員を指揮監督し、業務支援課の事務のうち、業
		看護指導監	務支援課総括課長があら
		栄養指導監	かじめ定める事務を掌理し、又は業務支援課の事務で特に命ぜられた事項を処理するとともに、業務支援課総括課長に事故があるとき、又は業務支援課総括課長が欠けたときは、担当する事務についてその職務を代理する。
	医師支援推進室	医師支援推進監	上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、室の事務を掌理するとともに、室長に事故があるとき、又は室長が欠けたときは、その職務を代理する。
	経営管理課	総務担当課長	上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、担当
		企画予算担当課長	区分に応じ、課の事務を掌理するとともに、総括
職員課	人事研修担当課長	課長に事故があるとき、又は総括課長が欠けたときは、あらかじめ定める	
	給与担当課長	順位により、その職務（	
医事企画課	医事担当課長	業務支援課にあつては、担当する事務に係る職務	
	システム担	に限る。）を代理する。	

	当課長		
業務支援課	支援担当課長		
課及び室	主査	上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、課又は室の特定の事務を処理する。	
病院	院長	上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、院務を掌理する。	
	副院長	院長を補佐し、院長に事故があるとき、又は院長が欠けたときは、あらかじめ定める順位により、その職務を代理する。	
	部	部長	上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、部、センター又は室の事務を掌理する。
	救命救急センター	救命救急センター長	
	室	室長	
	脳神経センター	脳神経センター長	上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、センターの事務を掌理する。
	呼吸器センター	呼吸器センター長	
	消化器センター	消化器センター長	
	循環器センター	循環器センター長	
	腎センター	腎センター長	
	小児・周産期センター	小児・周産期センター長	
	病理診断センター	病理診断センター長	
	地域診療センター	地域診療センター長	主管病院の長の命を受け、部下の職員を指揮監督し、地域診療センターの事務を掌理する。
	診療所	診療所長	主管病院の長の命を受け、所務を掌理する。

科（看護科及び診療科等を除く。）	科長	上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、科の事務を掌理する。
看護科	総看護師長	上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、科の事務を掌理する。
	副総看護師長	総看護師長を補佐し、総看護師長に事故があるとき、又は総看護師長が欠けたときは、あらかじめ定める順位により、その職務を代理する。
看護部及び看護科	看護師長	上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、部又は科の事務を処理する。
医療安全管理部又は医療安全管理室	上席医療安全管理専門員又は医療安全管理専門員	上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、部又は室の所属事務を処理する。
事務局	事務局長	院長を補佐し、かつ、上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、事務局の事務を掌理する。
課	課長	上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、課の事務を掌理する。
係	係長	上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、係の事務を掌理する。

2 課に別表第1に掲げるところにより担当課長を置く。

2 前項に規定する職のほか、次の表の左欄の区分に応じ、同表の中欄に掲げる職を組織の必要に応じて置くものとし、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

区 分	職	職 務
本庁 課及び室	特命課長	上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、課の事務で特に命ぜられた事務を掌理するとともに、総括課長に事故があると

		<p>き、又は総括課長が欠けたときは、あらかじめ定める順位により、その職務を代理する。</p>	
	主任主査	<p>上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、課又は室の特定事務を処理するとともに、その事務を総括整理する。</p>	
	課付	<p>上司の命を受け、課又は</p>	
	室付	<p>室の特定の事務を処理する。</p>	
	本庁付	<p>上司の命を受け、本庁の特定の事務を処理する。</p>	
病院	統括副院長	<p>院長を補佐し、院長に事故があるとき、又は院長が欠けたときは、あらかじめ定める順位により、その職務を代理する。</p>	
	救命救急センター	<p>副救命救急センター長</p>	
	救命救急センター	<p>救命救急センター長を補佐し、救命救急センター長に事故があるとき、又は救命救急センター長が欠けたときは、その職務を代理する。</p>	
	部	部次長	<p>部長を補佐し、部長に事故があるとき、又は部長が欠けたときは、あらかじめ定める順位により、その職務を代理する。</p>
	医療安全管理室、地域医療福祉連携室、地域生活支援連携室及び栄養管理室	室次長	<p>室長を補佐し、室長に事故があるとき、又は室長が欠けたときは、あらかじめ定める順位により、その職務を代理する。</p>
	脳神経センター	副脳神経センター長	<p>脳神経センター長、呼吸器センター長、消化器セ</p>
	呼吸器セン	副呼吸器セ	<p>ンター長、循環器センタ</p>

ター	ンター長	一長、腎センター長又は
消化器セン	副消化器セ	小児・周産期センター長
ター	ンター長	(以下、「脳神経センタ
循環器セン	副循環器セ	一長等」という。)を補
ター	ンター長	佐し、脳神経センター長
腎センター	副腎センタ	等に事故があるとき、又
	一長	は脳神経センター長等が
		欠けたときは、その職務
小児・周産	副小児・周	を代理する。
期センター	産期センタ	
	一長	
地域診療セ	副地域診療	地域医療センター長を補
ンター	センター長	佐し、地域医療センター
		長に事故があるとき、又
		は地域医療センター長が
		欠けたときは、あらかじめ
		定める順位により、その
		職務を代理する。
	地域診療セ	上司の命を受け、相当の
	ンター医長	知識又は経験を必要とす
		る地域診療センターの特
		定事務を処理し、地域診
		療センター長に事故があ
		るとき、又は地域診療セ
		ンター長が欠けたとき
		は、あらかじめ定める順
		位により、その職務を代
		理する。
科(薬剤科、	科医長	上司の命を受け、相当の
看護科及び		知識又は経験を必要とす
臨床心理科		る科の特定事務を処理
を除く。)		し、科長に事故があると
		き、又は科長が欠けたと
		きは、あらかじめ定める
		順位により、その職務を
		代理する。
中央放射線	診療放射線	上司の命を受け、部下職
部及び診療	技師長	員を指揮監督し、部又は
科等		科の所属事務を処理す
		る。

	副診療診療放射線技師長	診療放射線技師長を補佐し、診療放射線技師長に事故があるとき、又は診療放射線技師長が欠けたときは、あらかじめ定める順位により、その職務を代理する。
中央検査部及び診療科等	臨床検査技師長	上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、部又は科の所属事務を処理する。
	副臨床検査技師長	臨床検査技師長を補佐し、臨床検査技師長に事故があるとき、又は臨床検査技師長が欠けたときは、あらかじめ定める順位により、その職務を代理する。
診療科等	理学療法技師長	上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、科の所属事務を処理する。
	作業療法技師長	
	理療技師長	
薬剤科及び臨床心理科	科次長	科長を補佐し、科長に事故があるとき、又は科長が欠けたときは、あらかじめ定める順位により、その職務を代理する。
看護部及び看護科	看護師長補佐	看護師長を補佐し、看護師長に事故があるとき、又は看護師長が欠けたときは、あらかじめ定める順位により、その職務を代理する。
事務局	事務局次長	事務局長を補佐し、事務局長に事故があるとき、又は事務局長が欠けたときは、あらかじめ定める順位により、その職務を代理する。

事務局及び 業務企画室	主任主査（ 課を置かな い事務局で 、次長を置 かないもの に置かれる 主任主査に 限る。）	上司の命を受け、部下の 職員を指揮監督し、事務 局又は業務企画室の特定 事務を処理するとともに 、その事務を総括整理す る。
	主査	上司の命を受け、部下の 職員を指揮監督し、事務 局又は業務企画室の特定 の事務を処理する。
部	部付	上司の命を受け、病院又 は部の特定の事務を処理 する。
	病院付	は部の特定の事務を処理 する。

3 課に必要に応じて特命課長を置く。

3 前2項に規定する職のほか、次の表の左欄に掲げる職を組織の必要に応じて置くものとし、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

理事	上司の命を受け、医療局の特に重要な事項についての企画及び立案に参画する。
参事	上司の命を受け、本庁又は病院の事務局の特定事項についての企画及び立案に参画する。
参与	上司の命を受け、医療局の重要な特定事項を処理する。
主幹	上司の命を受け、本庁の課若しくは室又は病院の事務局の重要事項についての調査、企画及び立案に参画する。
技術主幹	上司の命を受け、本庁の課若しくは室又は病院の事務局の技術に関する重要事項についての調査、企画及び立案に参画する。
副主幹	上司の命を受け、本庁の課若しくは室又は病院の事務局の特定事項についての調査、企画及び立案に参画する。
技術副主幹	上司の命を受け、本庁の課若しくは室又は病院の事務局の技術に関する特定事項についての調査、企画及び立案に参画する。

4 総括課長は、上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、

4 前3項に規定する職のほか、次の表の左欄に掲げる職を組

課の事務を掌理する。

5 担当課長は、上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、担当区分に応じ、課の事務を掌理するとともに、総括課長に事故があるとき、又は総括課長が欠けたときは、あらかじめ定める順位により、その職務（第7条第1項の医事企画指導監等を置く課にあつては、医事企画指導監等の事務に係る職務を除く。）を代理する。

6 特命課長は、上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、課の事務で特に命ぜられた事務を掌理するとともに、総括課長に事故があるとき、又は総括課長が欠けたときは、あらかじめ定める順位により、その職務を代理する。

織の必要に応じて置くものとし、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

主任、主任薬剤師、主任診療放射線技師、主任臨床検査技師、主任臨床工学技師、主任理学療法士、主任作業療法士、主任視能訓練士、主任言語聴覚士、主任理療士、主任看護師、主任助産師、主任管理栄養士、主任栄養士、主任医療社会事業士、主任臨床心理士、主任歯科衛生士	上司の命を受け、 <u>相</u> <u>当</u> <u>の</u> <u>知</u> <u>識</u> <u>又</u> <u>は</u> <u>経</u> <u>験</u> <u>を</u> <u>必</u> <u>要</u> <u>と</u> <u>す</u> <u>る</u> <u>事</u> <u>務</u> <u>又</u> <u>は</u> <u>技</u> <u>術</u> <u>を</u> <u>つ</u> <u>か</u> <u>さ</u> <u>ど</u> <u>る</u> 。
--	---

5 前各項に規定する職のほか、次の表の左欄に掲げる職を組織の必要に応じて置くものとし、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

主任主事、主事、主任技師、技師、医師、歯科医師、薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、理療士、看護師、助産師、准看護師、管理栄養士、栄養士、医療社会事業士、臨床心理士及び歯科衛生士	上司の命を受け、 <u>事</u> <u>務</u> <u>又</u> <u>は</u> <u>技</u> <u>術</u> <u>を</u> <u>つ</u> <u>か</u> <u>さ</u> <u>ど</u> <u>る</u> 。
---	---

6 前各項に規定する職のほか、次の表の左欄に掲げる職を組織の必要に応じて置くものとし、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

ボイラー技士長、主任ボイラー技士、ボイラー技士、主任運転技士、運転技士、主任電話交換手、電話交換手、調理長、主任調理師、調理師、主任作業手、作業手、主任技能士、技能士及び事務補助員	上司の命を受け、 <u>事</u> <u>務</u> 、 <u>技</u> <u>術</u> 、 <u>作</u> <u>業</u> <u>又</u> <u>は</u> <u>労</u> <u>務</u> <u>に</u> <u>従</u> <u>事</u> <u>す</u> <u>る</u> 。
--	---

7 第4項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる者の職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

管理栄養士又は栄養士である栄養管理室長及び栄養管理室次長を置かない栄養管理室の主任管理栄養士又は主任栄養士、診療放射線技師長を置	上司の命を受け、 <u>部</u> <u>下</u> <u>の</u> <u>職</u> <u>員</u> <u>を</u> <u>指</u> <u>揮</u> <u>監</u> <u>督</u> <u>し</u> 、 <u>部</u> 、 <u>室</u> <u>又</u> <u>は</u> <u>科</u> <u>の</u> <u>所</u> <u>属</u> <u>事</u> <u>務</u> <u>を</u> <u>処</u> <u>理</u> <u>す</u> <u>る</u>
--	---

かない中央放射線部及び診療科等の副診療放射線技師長、診療放射線技師長及び副診療放射線技師長を置かない中央放射線部及び診療科等の主任診療放射線技師、臨床検査技師長を置かない中央検査部及び診療科等の副臨床検査技師長、臨床検査技師長及び副臨床検査技師長を置かない中央検査部及び診療科等の主任臨床検査技師、理学療法技師長を置かない診療科等の主任理学療法士、作業療法士を置かない診療科等の主任作業療法士並びに理療技師長を置かない診療科等の主任理療士で、あらかじめ指名するもの。

(システム管理室長)

第6条 システム管理室にシステム管理室長を置く。

2 システム管理室長は、上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、システム管理室の事務を掌理する。

(医事企画指導監等)

第7条 業務課に医事企画指導監、薬事指導監、臨床検査指導監、看護指導監及び栄養指導監（以下「医事企画指導監等」という。）を置く。

2 医事企画指導監等は、上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、業務課の事務のうち、業務課総括課長があらかじめ定める事務を掌理し、又は業務課の事務で特に命ぜられた事項を処理するとともに、業務課総括課長に事故があるとき、又は業務課総括課長が欠けたときは、担当する事務についてその職務を代理する。

(主任主査)

第8条 課及び室には、特に必要がある場合においては、主任主査を置くことがある。

2 主任主査は、上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、課又は室の特定事務を処理し、及び主査の事務を総括整理する。

(主査)

第9条 課及び室に主査を置く。

2 主査は、上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、課又は室の特定の事務を処理する。

(主任)

第10条 課及び室に、特に必要がある場合においては、主任を

置くことがある。

2 主任は、上司の命を受け、相当の知識又は経験を必要とする事務又は技術をつかさどる。

(上席情報技術専門員又は情報技術専門員)

第10条の2 システム管理室に、特に必要がある場合においては、上席情報技術専門員又は情報技術専門員を置くことがある。

2 上席情報技術専門員又は情報技術専門員は、上司の命を受け、システム管理室の事務で特に命ぜられた事項を処理する。

(本庁付、課付及び室付)

第11条 本庁に本庁付を、第5条から第9条までに定めるもののほか課に課付を、室に室付を置くことがある。

2 本庁付、課付及び室付は、上司の命を受け本庁、課又は室の特定の事務を処理する。

(病院の組織)

第12条 中央病院に診療部、中央放射線部、中央手術部、中央検査部、救急医療部、地域医療支援部、医療研修部、医療情報管理企画部、医療安全管理部及び災害医療部を置く。

2 中央病院の診療部に脳神経センター、呼吸器センター、消化器センター、循環器センター、腎センター、小児・周産期センター（以下「脳神経センター等」という。）及び病理診断センターを置く。

3 中央病院の診療部、脳神経センター等、病理診断センター、中央放射線部及び中央手術部に別表第2に掲げる診療科を置く。

4 中央病院の中央検査部に臨床検査科を置く。

5 中央病院の救急医療部に救急医療科を置く。

6 中央病院の医療研修部に医療研修科を置く。

7 第1項に掲げるもののほか、中央病院に事務局、薬剤部、看護部及び栄養管理室を置く。

8 中央病院以外の病院に別表第2に掲げる診療科を、中央病院及び磐井病院以外の病院に臨床検査科を、磐井病院に第1臨床検査科及び第2臨床検査科を中央病院以外の病院に事務局、薬剤科、看護科、及び栄養管理室を置く。

9 前項に掲げるもののほか、診療科に放射線科を置く病院以外の病院に放射線技術科を置く。

10 前2項に掲げるもののほか、大船渡病院、胆沢病院、中部病院、久慈病院及び磐井病院に中央手術科を、宮古病院、大船渡病院、胆沢病院、中部病院、久慈病院、磐井病院、南光病院、釜石病院及び二戸病院に地域診療科を、宮古病院、大船渡病院、胆沢病院、中部病院、久慈病院、磐井病院、釜石

病院、二戸病院及び千厩病院に医療研修科を、大船渡病院、中部病院、磐井病院及び二戸病院に医療情報管理科を、南光病院にデイ・ケア科を、大船渡病院、胆沢病院、中部病院及び磐井病院に緩和医療科を、大船渡病院、久慈病院、南光病院及び一戸病院に臨床心理科を置く。

11 前3項に掲げるもののほか、中央病院及び南光病院以外の病院に病理科を、大船渡病院及び久慈病院以外の病院に救急医療科を、中央病院以外の病院に災害医療科を、それぞれ必要に応じ置くことがある。

12 大船渡病院及び久慈病院に救命救急センターを置く。

13 救命救急センターに救命救急科を置く。

14 宮古病院及び久慈病院に周産期医療センターを置く。

15 宮古病院、大船渡病院、胆沢病院、中部病院、久慈病院、遠野病院、磐井病院、南光病院、釜石病院、二戸病院、千厩病院及び一戸病院に医療安全管理室を置く。

16 中部病院に感染管理室を置く。

17 南光病院以外の病院に地域医療福祉連携室を、南光病院に地域生活支援連携室を置く。

(病院の分掌事務)

第12条の2 診療部の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 診療及び助産並びにリハビリテーションに関すること。(中央放射線部、中央手術部及び救急医療部の所掌するものを除く。)

(2) 集中治療に関すること。

(3) 公衆衛生活動に関すること。

(4) 健康相談及び健康教育に関すること。

2 中央放射線部の分掌事務は、次のとおりとする。

診療及び助産に関すること(診療部、中央手術部及び救急医療部の所掌するものを除く。)

3 中央手術部の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 診療及び助産に関すること(診療部、中央手術部及び救急医療部の所掌するものを除く。)

(2) 手術に関すること。

(3) 医療器械及び医療消耗備品の集中管理に関すること。

(4) 手術に関する文書及び記録の作成に及び整理保管に関すること。

(5) 部に属する器械備品等の保管に関すること。

(6) 前各号に掲げるもののほか、手術に関すること。

4 中央検査部の分掌事務は、次のとおりとする。

臨床検査に関すること。

5 救急医療部の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 救急患者の診療及び助産に関すること（診療部、中央放射線部及び中央手術部、中央検査部及び救急医療部の所掌するものを除く。）

(2) 化学、細菌及び病理その他医学的検査に関すること。（診療部、中央手術部及び中央検査部及び救急医療部の所掌するものを除く。）

(3) 救急患者の診察に関する文書及び記録の作成及び整理保管に関すること。

(4) 部に属する器械備品等の保管に関すること。

(5) 前各号に掲げるもののほか、救急医療に関すること。

6 地域医療支援部の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 地域医療の確保に関すること。

(2) 地域医療機関との連携に関すること。

(3) 診療応援及び医師の派遣に関すること。

(4) 緊急時の現場医療の確保に関すること。

(5) 医療器械の共同利用に関すること。

(6) 部に属する器械備品等の保管に関すること。

(7) 前各号に掲げるもののほか、地域医療に関すること。

7 医療研修部の分掌事務は、次のとおりとする。

医療従事者の研修教育に関すること。

8 医療情報管理企画部の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 医療情報の管理及び提供に関すること。

(2) 業務の企画及び経営分析に関すること。

(3) 病歴管理に関すること。

(4) 医学統計に関すること。

(5) 図書室の管理及び医学図書情報の提供に関すること。

(6) 部に属する器械備品等の保管に関すること。

(7) 前各号に掲げるもののほか、臨床情報に関すること。

9 脳神経センターの分掌事務は、次のとおりとする。

脳神経疾患の高度専門医療に関すること。

10 呼吸器センターの分掌事務は、次のとおりとする。

呼吸器疾患の高度専門医療に関すること。

11 消化器センターの分掌事務は、次のとおりとする。

消化器疾患の高度専門医療に関すること。

12 循環器センターの分掌事務は、次のとおりとする。

循環器疾患の高度専門医療に関すること。

13 腎センターの分掌事務は、次のとおりとする。

腎及び尿路疾患の高度専門医療に関すること。

14 小児・周産期センターの分掌事務は、次のとおりとする。

小児及び周産期疾患の高度専門医療に関すること。

15 病理診断センターの分掌事務は、次のとおりとする。

臨床病理に関すること。

16 診療科の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 診療及び助産に関すること。
- (2) 人間ドック及び集団健康診断に関すること。
- (3) 診療室、放射線室及び検査室の管理に関すること（臨床検査科の所掌するものを除く。）。
- (4) 化学、細菌及び病理その他医学的検査に関すること（臨床検査科の所掌するものを除く。）。
- (5) 医学研究に関すること。
- (6) 診療に関する文書及び記録の作成及び整理保管に関すること。
- (7) 科に属する器械備品等の保管に関すること。
- (8) 臨床研修医師並びに学院の学生及び生徒の指導に関すること（医療研修科の所掌するものを除く。）。
- (9) 院内における疾病の感染防止に関すること。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、診療に必要な事項に関すること。

17 臨床検査科の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 化学、細菌及び病理その他医学的検査に関すること（診療科の所掌するものを除く。）。
- (2) 検査室の管理に関すること（診療科の所掌するものを除く。）。
- (3) 検査に関する文書、統計及び記録の作成及び整理保管に関すること。
- (4) 科に属する器械備品等の保管に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、衛生検査に必要な事項に関すること。

18 医療研修科の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 医師及び医療技術員の研修及び教育に関すること（診療科の所掌するものを除く。）。
- (2) 医療研修施設の管理に関すること。
- (3) 科に属する器械備品等の保管に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、医療研修に関すること。

19 医療情報管理科の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 医療情報の管理及び提供に関すること。
- (2) 医薬品情報の提供に関すること。
- (3) 病歴管理に関すること。
- (4) 医学統計に関すること。
- (5) 科に属する器械備品等の保管に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、臨床情報に関すること。

20 事務局の分掌事務は、次のとおり（中央病院の事務局にあ

つては、第14号に規定する経営分析を除く。)とする。

- (1) 公印の保管に関すること。
- (2) 病院内規に関すること。
- (3) 職員の人事、労務及び研修に関すること。
- (4) 職員の衛生管理及び福利厚生に関すること。
- (5) 文書の收受、発送、集配及び整理保存に関すること。
- (6) 予算及び決算に関すること。
- (7) 貯蔵品等の購入、出納(薬品の出納を除く。)及び処分に関すること(他の病院の主管に属するものを除く。)
- (8) 出納その他の会計事務に関すること(他の病院の主管に属するものを除く。)
- (9) 別に定める出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関の検査に関すること。
- (10) 営繕に関すること。
- (11) 固定資産の取得、管理及び処分に関すること。
- (12) 調査及び統計に関すること。
- (13) 管理会議その他の会議に関すること。
- (14) 事業計画及び経営分析に関すること。
- (15) 広報に関すること。
- (16) 診療に関する記録の保存に関すること。
- (17) 患者の受付、入退院、転室事務及び申請等に関すること。
- (18) 医療社会保険に関すること。
- (19) 院内事務の連絡調整に関すること。
- (20) 院内電話及び院用自動車に関すること。
- (21) 構内の取締りに関すること。
- (22) 保清及び光熱管理等に関すること。
- (23) 院内の部、科又は室の主管に属しないこと。
- (24) 別表第3の左欄に掲げる病院にあつては、同欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる病院に係る次に掲げる事務に関すること。
 - ア 貯蔵品等の購入及び処分
 - イ 診療契約に係る利用料等(別に定めるものを除く。)及び職員の給与等から控除する公舎料等の徴収

21 薬剤部又は薬剤科の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 薬品の検査及び出納に関すること。
- (2) 調剤及び製剤に関すること。
- (3) 調剤室、製剤室等の管理に関すること。
- (4) 薬事に関する文書、統計及び記録の作成及び整理保管に関すること。
- (5) 部又は科に属する器械備品等の保管に関すること。

(6) 前各号に掲げるもののほか、薬事に関すること。

22 看護部又は看護科の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 患者の看護及び診療介助に関すること。

(2) 看護師、准看護師、助産師及び看護助手の配置、勤務及び保健衛生に関すること。

(3) 患者食の配膳に関すること。

(4) 看護に関する文書、統計及び記録の作成及び整理保管に関すること。

(5) 部又は科に属する器械備品等の保管に関すること。

(6) 病棟、分べん室、手術室、中央材料室及び集中治療室の管理に関すること。

(7) 病室の整理整頓及び清潔保持に関すること。

(8) 学院の学生及び生徒の実習指導に関すること。

(9) 前各号に掲げるもののほか、看護に関すること。

23 栄養管理室の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 栄養指導に関すること。

(2) 献立、調理、盛付け及び食器消毒に関すること。

(3) 給食材料等の検査、保管及び受払いに関すること。

(4) 室に属する器械備品等の保管に関すること。

(5) 栄養管理棟の管理に関すること。

(6) 栄養管理に関する文書、統計及び記録の作成及び整理保管に関すること。

(7) 食品衛生に関すること。

(8) 前各号に掲げるもののほか、栄養管理事務に関すること。

24 放射線技術科の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 放射線の照射に関すること。

(2) 放射線室の管理に関すること（診療科の所掌するものを除く。）。

(3) 放射線に関する文書、統計及び記録の作成及び整理保管に関すること。

(4) 科に属する器械備品等の保管に関すること。

(5) 前各号に掲げるもののほか、放射線に関すること。

25 中央手術科の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 診療及び助産に関すること（診療科の所掌するものを除く。）。

(2) 手術に関すること。

(3) 手術に関する文書及び記録の作成及び整理保管に関すること。

(4) 科に属する器械備品等の保管に関すること。

(5) 前各号に掲げるもののほか、手術に関すること。

26 地域医療科の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 地域医療機関との連携に関すること。
- (2) 診療応援及び医師の派遣に関すること。
- (3) 緊急時の現場医療の確保に関すること。
- (4) 医療器械の共同利用に関すること。
- (5) 科に属する器械備品等の保管に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、地域医療に関すること。

27 デイ・ケア科の分掌事務は、次のとおりとする。

デイ・ケアに関すること。

28 緩和医療科の分掌事務は、次のとおりとする。

緩和医療に関すること。

29 臨床心理科の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 臨床心理検査に関すること。
- (2) 精神療法に関すること。
- (3) 科に属する器械備品等の保管に関すること。
- (4) 臨床心理に関する文書、統計及び記録の作成及び整理保管に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、臨床心理に関すること。

30 病理科の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 病理解剖及び病理組織検査に関すること。
- (2) 病理に関する文書及び記録の作成及び整理保管に関すること。
- (3) 科に属する器械備品等の保管に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、病理に関すること。

31 救急医療科の分掌事務は、次のとおりとする。

救急医療に係る各診療科間の連携調整に関すること。

32 救命救急センターの分掌事務は、次のとおりとする。

救命救急医療に関すること。

33 救命救急科の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 救急患者の診療及び助産に関すること（診療科の所掌するものを除く。）。
- (2) 化学、細菌及び病理その他医学的検査に関すること（診療科及び臨床検査科の所掌するものを除く。）。
- (3) 救急患者の診療に関する文書及び記録の作成及び整理保管に関すること。
- (4) 科に属する器械備品等の保管に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、救命救急医療に関すること。

34 周産期医療センターの分掌事務は、次のとおりとする。

周産期医療に関すること。

35 医療安全管理部又は医療安全管理室の分掌事務は、次のと

おりとする。

医療の安全管理に関すること。

36 災害医療部又は災害医療科の分掌事務は、次のとおりとする。

災害医療に関すること。

37 感染管理室の分掌事務は、次のとおりとする。

感染管理に関すること。

38 地域医療福祉連携室の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 地域医療機関等との連携に関すること（地域医療支援部及び地域医療科の所掌するものを除く。）。

(2) 医療及び福祉の相談に関すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、地域医療及び地域福祉に関すること（地域医療支援部及び地域医療科の所掌するものを除く。）。

39 地域生活支援連携室の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 地域医療機関等との連携に関すること（地域医療科の所掌するものを除く。）。

(2) 精神保健福祉の相談に関すること。

(3) 地域生活支援に関すること。

第13条 別表第4の左欄に掲げる病院の事務局に同表中欄に掲げる課及び同表右欄に掲げる係を置く。

2 中央病院の医療情報管理企画部に業務企画室及び医療情報管理室を置く。

3 課、室及び係の分掌事務は、別に定める。

(病院の長等)

第14条 病院に院長を置く。

2 病院に、必要に応じ、統括副院長を置くことがある。

3 病院に副院長を置く。

4 院長は、上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、院務を掌理する。

5 統括副院長又は副院長は、院長を補佐し、院長に事故があるとき、又は院長が欠けたときは、あらかじめ定める順位により、その職務を代理する。

(救命救急センター長及び副救命救急センター長)

第14条の2 救命救急センターに救命救急センター長を置く。

2 救命救急センターに、必要に応じ、副救命救急センター長を置くことがある。

3 救命救急センター長は、上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、救命救急センターの事務を掌理する。

4 副救命救急センター長は、救命救急センター長を補佐し、救命救急センター長に事故があるとき、又は救命救急センタ

一長が欠けたときは、その職務を代理する。

(周産期医療センター長)

第14条の3 周産期医療センターに周産期医療センター長を置く。

2 周産期医療センター長は、上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、周産期医療センターの事務を掌理する。

(部長及び部次長)

第15条 中央病院の部に部長を置く。

2 中央病院の部に、必要に応じ、部次長を置くことがある。

3 部長は、上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、部の事務を掌理する。

4 部次長は、部長を補佐し、部長に事故があるとき、又は部長が欠けたときは、あらかじめ定める順位により、その職務を代理する。

(脳神経センター長等)

第15条の2 中央病院の脳神経センターに脳神経センター長を、呼吸器センターに呼吸器センター長を、消化器センターに消化器センター長を、循環器センターに循環器センター長を、腎センターに腎センター長を、小児・周産期センターに小児・周産期センター長を置く。

2 中央病院の病理診断センターに病理診断センター長を置く。

3 中央病院の脳神経センターに副脳神経センター長を、呼吸器センターに副呼吸器センター長を、消化器センターに副消化器センター長を、循環器センターに副循環器センター長を、腎センターに副腎センター長を、小児・周産期センターに副小児・周産期センター長を、それぞれ必要に応じ置くことがある。

4 脳神経センター長、呼吸器センター長、消化器センター長、循環器センター長、腎センター長、小児・周産期センター長(以下「脳神経センター長等」という。)又は病理診断センター長は、上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、脳神経センター等又は病理診断センターの事務を掌理する。

5 副脳神経センター長、副呼吸器センター長、副消化器センター長、副循環器センター長、副腎センター長又は副小児・周産期センター長は、脳神経センター長等を補佐し、脳神経センター長等に事故があるとき、又は脳神経センター長等が欠けたときは、その職務を代理する。

(科長等)

第16条 科(看護科を除く。)に科長を置く。

2 栄養管理室、医療安全管理室、地域医療福祉連携室及び地

域生活支援連携室に室長を置く。

3 科（薬剤科、看護科及び臨床心理科を除く。）に、必要に応じ、科医長を置くことがある。

4 薬剤科、臨床心理科、栄養管理室、医療安全管理室、地域医療福祉連携室及び地域生活支援連携室に、必要に応じ、科次長又は室次長を置くことがある。

5 科長又は室長は、上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、科又は室の事務を掌理する。

6 科医長は、上司の命を受け、相当の知識又は経験を必要とする科の特定事務を処理し、科長に事故があるとき、又は科長が欠けたときは、あらかじめ定める順位により、その職務を代理する。

7 科次長又は室次長は、科長又は室長を補佐し、科長又は室長に事故があるときは、その職務を代理する。

8 地域医療福祉連携室及び地域生活支援連携室に、必要に応じ、主任医療社会事業士を置くことがある。

9 主任医療社会事業士の職務については、第10条第2項の規定を準用する。

（事務局長及び事務局次長）

第17条 事務局に事務局長を置く。

2 事務局に、必要に応じ、事務局次長を置くことがある。

3 事務局長は、院長を補佐し、かつ、上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、事務局の事務を掌理する。

4 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故があるとき、又は事務局長が欠けたときは、あらかじめ定める順位によりその職務を代理する。

（診療放射線技師長等）

第18条 中央放射線部、放射線科及び放射線技術科に診療放射線技師長を、中央検査部及び臨床検査科に臨床検査技師長を、リハビリテーション科に理学療法技師長及び作業療法技師長を、整形外科に理療技師長を、それぞれ必要に応じて置くことがある。

2 中央放射線部、放射線科及び放射線技術科に副診療放射線技師長を、中央検査部及び臨床検査科に副臨床検査技師長を、それぞれ必要に応じ置くことがある。

3 診療放射線技師長、臨床検査技師長、理学療法技師長、作業療法技師長及び理療技師長は、上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、科の所属事務を処理する。

4 副診療放射線技師長及び副臨床検査技師長の職務については、第16条第7項の規定を準用する。

（主任薬剤師等）

第19条 薬剤部及び薬剤科に主任薬剤師を、栄養管理室に主任栄養士を、中央放射線部、放射線科及び放射線技術科に主任診療放射線技師を、中央検査部及び診療部病理診断センター並びに臨床検査科及び病理科に主任臨床検査技師を、中央手術部、中央手術科及び泌尿器科に主任臨床工学技士を、リハビリテーション科に主任理学療法士、主任作業療法士及び主任言語聴覚士を、眼科に主任視能訓練士を、整形外科に主任理療士を、それぞれ必要に応じ置くことがある。

2 主任薬剤師、主任管理栄養士、主任栄養士、主任診療放射線技師、主任臨床検査技師、主任臨床工学技士、主任理学療法士、主任作業療法士、主任視能訓練士、主任言語聴覚士及び主任理療士の職務については、第10条第2項の規定を準用する。

3 管理栄養士又は栄養士である栄養管理室長及び栄養管理室次長を置かない栄養管理室の主任管理栄養士又は主任栄養士、診療放射線技師長を置かない中央放射線部、放射線科及び放射線技術科の副診療放射線技師長、診療放射線技師長及び副診療放射線技師長を置かない中央放射線部、放射線科及び放射線技術科の主任診療放射線技師、臨床検査技師長を置かない中央検査部及び臨床検査科の副臨床検査技師長、臨床検査技師長及び副臨床検査技師長を置かない中央検査部及び臨床検査科の主任臨床検査技師、理学療法技師長又は作業療法技師長を置かないリハビリテーション科の主任理学療法士又は主任作業療法士並びに理療技師長を置かない整形外科の主任理療士の職務について、あらかじめ指名する者については、前条第3項の規定を準用する。

(総看護師長等)

第20条 看護科に総看護師長を置く。

2 看護科に副総看護師長を置く。

3 看護部及び看護科に看護師長を置く。

4 看護部及び看護科に、必要に応じ、看護師長補佐を置くことがある。

5 看護部及び看護科に、必要に応じ、主任看護師及び主任助産師（以下「主任看護師等」という。）を置くことがある。

6 総看護師長は、上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、科の事務を掌理する。

7 副総看護師長は、総看護師長を補佐し、総看護師長に事故があるとき、又は総看護師長が欠けたときは、あらかじめ定める順位により、その職務を代理する。

8 看護師長は、上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、部又は科の事務を処理する。

9 看護師長補佐は、看護師長を補佐し、看護師長に事故があるとき、又は看護師長が欠けたときは、あらかじめ定める順位により、その職務を代理する。

10 主任看護師等の職務については、第10条第2項の規定を準用する。

11 看護師長補佐を置かない看護部又は看護科の主任看護師等は、看護師長を補佐し、看護師長に事故があるとき、又は看護師長が欠けたときは、あらかじめ定める順位により、その職務を代理する。

(課長等)

第21条 別表第4に掲げる課に課長及び主査を、係に係長を置く。

2 中央病院の医療情報管理企画部の業務企画室及び医療情報管理室に室長を置く。

3 病院の医療情報管理企画部の業務企画室又は課を置かない事務局に、特に必要がある場合においては、主任主査を置くことがある。

4 中央病院の医療情報管理企画部の業務企画室及び病院の事務局に、必要に応じ、主査を置くことがある。

5 課長又は室長の職務については、第5条第4項の規定を準用する。

6 主任主査の職務については、第8条第2項の規定を準用する。

7 係長は、上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、係の事務を処理する。

8 主査の職務については、第9条第2項の規定を準用する。

9 中央病院の医療情報管理企画部及び事務局に、特に必要がある場合においては、主任を置くことがある。

10 中央病院の医療情報管理企画部及び課を置く事務局の主任の職務については、第10条第2項の規定を準用する。

11 課を置かない事務局の主任の職務については、第8項の規定を準用する（主任主査及び主査を置かない場合に限る。）

。

(上席医療安全管理専門員又は医療安全管理専門員)

第22条 医療安全管理部及び医療安全管理室に上席医療安全管理専門員又は医療安全管理専門員を置く。

2 上席医療安全管理専門員又は医療安全管理専門員は、上司の命を受け、部又は室の所属事務を処理する。

(病院付及び部付)

第23条 第14条から前条までに定めるもののほか、病院に病院付を、中央病院の診療部、中央放射線部、中央手術部、中央

検査部、救急医療部、地域医療支援部、医療研修部、医療情報管理企画部及び医療安全管理部に部付を置くことがある。

2 病院付又は部付は、上司の命を受け、病院又は部の特定の事務を処理する。

(地域診療センター)

第24条 地域診療センターに地域診療センター長を置く。

2 地域診療センターに、必要に応じ、副地域診療センター長を置くことがある。

3 地域診療センターに、必要に応じ、地域診療センター医長を置くことがある。

4 地域診療センター長は、主管病院の長の命を受け、部下の職員を指揮監督し、地域診療センターの事務を掌理する。

5 副地域診療センター長は、地域診療センター長を補佐し、地域診療センター長に事故があるとき、又は地域診療センター長が欠けたときは、あらかじめ定める順位により、その職務を代理する。

6 地域診療センター医長の職務については、第16条第6項の規定を準用する。

(診療所)

第25条 診療所に診療所長を置く。

2 診療所長は、主管病院の長の命を受け、所務を掌理する。

備考 改正部分は、下線の部分である

別表第1から別表第4までを削る。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成22年年4月1日から施行する。

(医療局職員の職の設置に関する規程の廃止)

2 医療局職員の職の設置に関する規程（昭和35年岩手県医療局管理規程第7号）は、廃止する。

(医療局財務規程の一部改正)

3 医療局財務規程（昭和51年岩手県医療局管理規程第6号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(付替処理) 第15条 所属長間の取引は、勘定付替報告書により付替処理しなければならない。ただし、病院における収納金及び同一の病院群（医療局組織規程（昭和35年医療局管理規程第1号。以下「組織規程」という。）別表第3の左欄に掲げる病院（以下「特定病院」という。）及び同欄の区分に応じ、同表右欄に掲げる病院をいう。以下同じ。）を構成する病院の長間の取引については、この限りでない。	(付替処理) 第15条 所属長間の取引は、勘定付替報告書により付替処理しなければならない。ただし、病院における収納金及び同一の病院群（医療局組織規程（昭和35年医療局管理規程第1号。以下「組織規程」という。）第4条第26項第24号の表の左欄に掲げる病院（以下「特定病院」という。）及び同欄の区分に応じ、同表右欄に掲げる病院をいう。以下同じ。）を構成する病院の長間の取引については、この限りでない。
2 [略]	2 [略]

(金銭の制限額)

第18条 会計出納員（組織規程別表第3の右欄に掲げる病院の会計出納員を除く。この章の第4節から第6節まで並びに第94条から第99条まで及び第101条において同じ。）が自ら支払に充てるため保管することのできる現金の限度額は、10万円とする。ただし、局長の承認を得た場合は、この限りでない。

2 [略]

(振替通知)

第85条 局長は、第166条第2項の規定により令達した支出予算及び資金状況を勘案し、毎月の支払限度額を必要の都度支払限度通知書により病院の長（組織規程別表第3の右欄に掲げる病院の長を除く。）に通知しなければならない。

2 [略]

別表第2（第16条関係）

[略]

中間勘定

款	項	目	節	コード番号	備考
中間勘定	[略]				
	地域病院勘定			6, 307	同一の病院群内の特定病院と組織規程別表第3の右欄に掲げる病院における勘定
	特定病院勘定			6, 335	同一の病院群内の組織規程別表第3の右欄に掲げる病院と特定病院における勘定
[略]					

[略]

(金銭の制限額)

第18条 会計出納員（組織規程第4条第26項第24号の表の右欄に掲げる病院の会計出納員を除く。この章の第4節から第6節まで並びに第94条から第99条まで及び第101条において同じ。）が自ら支払に充てるため保管することのできる現金の限度額は、10万円とする。ただし、局長の承認を得た場合は、この限りでない。

2 [略]

(振替通知)

第85条 局長は、第166条第2項の規定により令達した支出予算及び資金状況を勘案し、毎月の支払限度額を必要の都度支払限度通知書により病院の長（組織規程第4条第26項第24号の表の右欄に掲げる病院の長を除く。）に通知しなければならない。

2 [略]

別表第2（第16条関係）

[略]

中間勘定

款	項	目	節	コード番号	備考
中間勘定	[略]				
	地域病院勘定			6, 307	同一の病院群内の特定病院と組織規程第4条第26項第24号の表の右欄に掲げる病院における勘定
	特定病院勘定			6, 335	同一の病院群内の組織規程第4条第26項第24号の表の右欄に掲げる病院と特定病院における勘定
[略]					

[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

(医療局企業職員安全衛生管理規程の一部改正)

4 医療局企業職員安全衛生管理規程（昭和62年岩手県医療局管理規程第16号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 組織規程第12条に規定する病院をいう。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 組織規程第3条第4項の表の左欄に掲げる病院をいう。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	